# 第7章 計画の推進

この章では、環境基本計画を継続的かつ確実に推進していくための推進体制と進行管理の方法について記載しています。

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



# 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、計画推進の核となる市民・事業者・行政による「良好なパートナーシップ」を形成するとともに、点検・評価及び改善が行われる体制を整備し、本計画の推進を図っていくこととします。このことから、下記の推進組織を設置し、計画の進行管理を行います。

#### (1) 村上市環境審議会

村上市環境基本条例(村上市条例第11号)第24条で定める環境審議会は、市民、 識見を有する者、関係行政機関の職員などにより構成し、年次報告書や計画の見 直しに対して、専門的見地から審議を行います。平成20年度から設置されており、 本計画の策定に関する審議を行いました。

## (2) [仮称] 村上市環境基本計画進捗管理委員会

環境を重視したまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が、お互いの役割を理解・尊重したうえで、推進していく必要があります。これを踏まえ、「各主体によるパートナーシップ組織」を立ち上げ、計画中の施策や取り組みに対して点検・評価を行い、行政の事務・事業の実施状況についての意見や提言を行います。また、行政との協働事業等の実施主体として活動します。委員会の構成は、市民、事業者及び市民団体代表者に下記の(仮称)村上市環境基本計画庁内推進委員会の委員等を加えて構成します。

## (3) [仮称] 村上市環境基本計画庁内推進委員会 \_\_\_\_\_

行政(市)全庁の横断的組織として、環境の保全及び創造に係る施策を調整・推進し、本計画の進行管理を行います。また、計画中の施策や取り組みへの点検・評価や、それに基づく年次報告書に対する環境審議会及び市民・事業者の提言等を踏まえ、計画の見直し及び改善を指示します。